

京都さつきNEWS

Vol.16

京都さつき法律事務所報 第16号 2010(平成22)年8月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

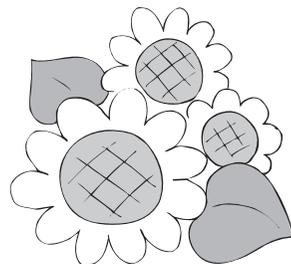
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

暑中お見舞い申し上げます

2010年盛夏

京都さつき法律事務所一同



ポーランドそして修習生給費制廃止

弁護士 山下信子

今年はショパン生誕200年としてポーランド旅行がちょっとしたブームになっているようです。家庭画報(実は毎月読んでいる。美容院でも、ユーミンのワルシャワ旅行を掲載していました)。

私もポーランドを旅したことがあります。それは、13年前の晩夏のことです。友人の経済学者たちが、院生を連れて研修旅行に出掛けるのに、便乗させてもらったのです。当時のポーランドは社会主義が崩壊して急激に経済の資本主義化を図っている時期だったので、経済学者たちには興味深い国だったのですね。

同様に、ポーランドのエリートたちも日本に興味津々だったようで、ワルシャワ大学(日本でいえば東大)の院生は、日本の企業に勤めたいと、私たち一

行に、盛んに自己アピールをしていました。本来ポーランドの人はシャイな人が多いようなのですがこのときの院生たちは全く違っていました。

このとき案内してくださった教授が、私を紹介するときに、いちいち、「She is a famous and rich lawyer.」とおっしゃるのです。有名でもリッチでもない私はひたすら赤面していたのですが、「ポーランドでは弁護士の収入は低いので、有名で金持ちな弁護士だと言ってはじめて日本の普通の弁護士と同じイメージになる」のだとか(!?)。

あれから13年、日本の司法試験の合格者は増え続け、修習生の就職難が話題になり、弁護士事務所に就職できない弁護士も出てきています。朝日新聞も「ルポにつぼん」で取り上げていま

す。

次年度からは、今まで国から出ていた修習生のお給料もなくなり、貸してもらえただけになります。ロースクールの奨学金を併せると、裁判官や検察官、弁護士になったときに、600万円から1000万円の借金をしている人が多数いることになると予想されています。これでは余裕のある家庭でない裁判官や弁護士になれない、貧しくても優秀な人が法曹界に来なくなる可能性があります。私の依頼者は「普通の家の子、つましい生活を送っている家の子になってもらいたい」とおっしゃいます。

弁護士会では修習生の給費制を続けてほしいと署名を集めています。ご協力をお願いできればと思います。

ともあれ、今年ももうすぐ夏



昨年12年ぶりに娘と一緒に訪れたポーランドの古都クラクフにて

休み。依頼者の方々は、「山下先生はいつもハードな生活だから、夏くらいゆっくりしてくださいね。」とやさしいことを言ってくださいます。

みなさんこそ、少しは骨休めができますように。

傷病手当・うつ病などの給付増加

「協会けんぽ」京都支部の評議員をしています。中小企業で働く人やその家族が加入する政府管掌健康保険（せいかんけんぽ）

は、国（社会保険庁）が運営していましたが、平成20年秋から、各府県単位に移行し、健康保険の保険料率を各府県で決定することになりました。これが「きょうかい健保」です。評議会では、京都府の医療給付の内容などが議論されています。私は、9人の評議員のひとりです。

ところで、従業員がけがや病気で働けなくなり会社を休んだときに、健康保険から傷病手当がもらえる場合があります。京都府の昨年度の傷病手当給付

は、43億5000万円、2万2千件程度ですが、近年、この傷病手当のなかに、うつ病など精神疾患による休職への給付が増えています。これは全国的な傾向でもあります。

うつ病などで休職せざるを得ないことは本人にとって非常に辛いことですが、企業にとっても大きな問題になってきます。

私が法律顧問をさせていただいている企業は、元気な、それぞれの分野で卓越した企業が多いです。が、規模としては小さい企業です。うつ病などにかかった従業員が出た場合、配置転換しようとしてもその部署がない場合もありますし、他の従業員への負担が重くなる場合もあります。

協会けんぽ京都では、予防のために、専門のカウンセラーに無料で相談できる「こころの健康相談室」を開設したとのことです。従業員はもちろん、事業主、事業所の担当者も相談できます。



判例勉強会

弁護士 森田基彦

法律の世界も日進月歩です。日々、新しい法律が施行されたり、新しい判例が出されます。

弁護士も、新しい法律の知識や、新しい判例の知識を習得していかななくてはなりません。

弁護士会では、定期的に各種法律問題の研修会が開かれますが、これ以外にも、各弁護士が

独自に判例の勉強会を行うことは多いようです。

私も、先日、京都・大阪の同期の弁護士と、新判例の勉強会を行いました。

同期だけの勉強会のよいところは、先輩弁護士には気後れするようなことも、同期の弁護士には全く気兼ねすることなく、

日弁連消費者問題対策委員会

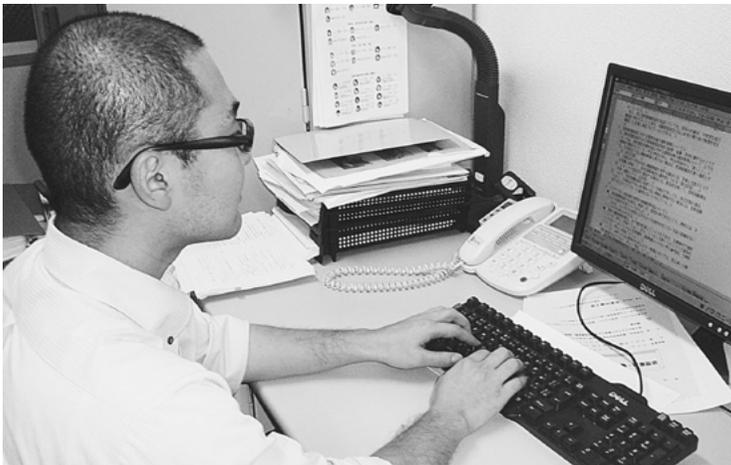
弁護士 内村和朝

周囲から敗訴判決が少ない方だと言われ、自分でも密かにそう思っていたのですが、今年の春以降2つの事件で原告棄却敗訴確定という残念な判決をもらってしまいました。この2つの事件は、何れも原告は外国人ないしは外国人一家で、被告は国（法務大臣）で在留資格に関する訴訟でした。行政処分

の違法性が争点でしたが、行政裁量が一定存在することを前提にその違法性を論ずるものですから主張・立証のハードルが高いことを実感すると共に、自らの力量不足も痛感しました。この種の事件は、まさに手弁当で行っている事件で費用も持ちだしの事件です。「金にならん事件をよくやるな～」と周囲からは呆

れられることも度々ですが、自己研鑽の意味もありますので、今後も少しずつやっついていこうと考えています。

先の外国人一家の事件については、名古屋のK先生とご一緒させていただいている事件ですが、最高裁敗訴後もめげずに、新たに処分の義務付け（在留資格を付与する処分を求めて）を求めて訴訟提起しました。先例は幾つかはあるものの、全国的にも珍しい訴訟類型ですので、良い結果が出て報告できるような頑張りたいと思います。



次に、今年の6月から日弁連消費者問題対策委員会の委員に選任され、6月に本年度一回目の委員会に出席してきました。選任されたといっても、京都の消サラ委員会から選出する枠が1つ余り、消サラ委員会副委員長の私（仕事の少ない部会担当）にそのお鉢が回ってきたというものでした。

全国から集まる高名な先生方ばかりが集まる会議の片隅で座っているだけで、発言することなく議論をただ聞き入っているだけの状態でしたが（場違いな所に来てしまったものだと少しだけ後悔しましたが……）、日弁連で行われている議論のレベルの高さを感じました。先端の議論なり情報を京都にフィードバックできるように頑張りたいと思います。

質問、問題提起ができることです。もちろん、経験豊富な先輩がいないことから、あーでもないこーでもない議論百出の挙句、迷宮入りということもありますが、それはそれで楽しいものです。

また、弁護士の仕事は多種多様です。自分が、全く携わったことのない分野の法律問題に取り組む同期の弁護士の話は、興味深く、励みにもなります。

同期の弁護士たちとは、励ましあい、切磋琢磨し、また、よ

きライバルとして、これからも親交を深めていきたいと思えます。

追記

長年、練習したいと思っていた、トランペットを手に入れることが出来ました。

全く未経験ですが、仲間を集めてプラスバンドを組み、町をねり歩くことが目標です。

経験者の方がおられましたら、よろしく御指導ください。

菅佐知子事務員の



「今度は愛妻家」

かつては売れっ子カメラマンだった北見。今では1枚の写真も撮る事ができず、だらだらと無為な毎日を送っている。妻のさくらは文句を言いつつも、そばにいる。しかしある日、女優志望の蘭子を家に連れ込んだ北見をさくらが目撃し、さくらはあきれて旅行に出てしまう。その後しばらくは独身気分を満喫していた北見だったが、なかなか家に帰ってこないさくらに苛立ちを覚え始め……。

この映画は元々舞台が原作のお話でした。4年前に舞台のDVDを知人から貸してもらい、このお話に出会いました。素敵なお話だなと思ったものの、何かもやもやして腑に落ちない点がいくつかあり、実のところ、この話の良さを当時は理解出来ませんでした。

そして初めて出会ってから3年経って映画になったこの作品に再び出会いました。

同じ話なのにあの時とは全く違う何か、を感じました。

涙がずっと止まりませんでした。

きっとこのお話の良さが分かったのは、単純かもしれないのですが自分にも家族が出来たからなんだろうなど。節目ごとに観たい一本となりました。

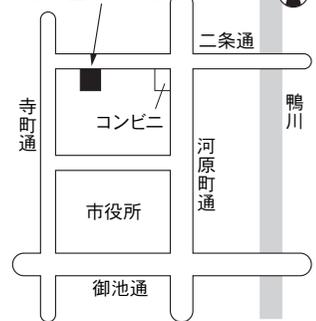
さくら役の薬師丸ひろ子さんがとても素敵で、一瞬長年伸ばしてきた髪の毛を切りたくなったのですが、自分と薬師丸ひろ子さんは雲底の差があることを思い出し、大人しく止めておくことにしました。

今年の夏も暑そうですが、今年も髪を切ることなく、過ごすことになりそうです。



事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

編集後記

梅雨があけるや猛暑が続いています。みなさま如何おすごしでしょうか？

さつきニュース16号ができましたのでお届けします。

経済の状況はまだまだ厳しいとも、少し光がさしてきたとも、言われています。仕事を通じての実感では、少し元気が出てきたのではないかと感じています。いずれにしても、さつき事務所一同、みなさまの仕事と家庭を守るために力を尽くしたいと思っています。今年も早や後半です。健康に気をつけてがんばりましょう。

なお、さつき事務所は、8月13日(金)～16日(月)にお盆休みをいただきます。